

写

29古子支第1455号

平成29年11月15日

古賀市子ども・子育て会議

会長 井上 豊久様

古賀市長 中村 隆象

### 諮 問 書

古賀市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、次の事項について貴会議のご意見を賜りたく諮問いたします。

#### (諮問事項)

1. 古賀市子ども子育て支援事業計画の中間年の見直しに関する意見

#### (諮問理由)

本市では、平成27年3月に古賀市子ども子育て支援事業計画を策定しており、本年は5か年の計画期間の中間年にあたる。

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）には、計画上の見込と実績が大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安に、見直しを行うこととされており、本市における量の見込みや確保方策等の必要な見直しについて、貴会議にご審議を賜り、ご意見をいただきますようお願いいたします。

## 【参考法令】

### ○古賀市子ども・子育て会議条例（抜粋）

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に規定する事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

### ○子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。